

## 付 議 第 4 号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 27 年 6 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織  
及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県  
知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員  
会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議  
決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例議案

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

平成27年6月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第  
21号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例議案説明

この条例は、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第63号）の施行により児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）が一部改正されたことを考慮し、保育所の職員配置の基準における保育士の数の算定に係る経過措置について必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める  
条例（抜粋）

第5章 保育所

（職員配置の基準）

第49条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければなら  
ない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調  
理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上  
満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上  
満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上  
の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1の保育所  
につき2人を下ることはできない。

附 則

1 略

（経過措置）

2～6 略

7 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第49条第2項に規定す  
る保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務す  
る保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみな  
すことができる。

8～11 略

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める  
条例（抜粋）

第5章 保育所

（職員配置の基準）

第49条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければなら  
ない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調  
理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上  
満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上  
満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上  
の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1の保育所  
につき2人を下ることはできない。

附 則

1 略

（経過措置）

2～6 略

7 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第49条第2項に規定す  
る保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務す  
る保健師 又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことが  
できる。

8～11 略

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例議案〈概要〉

1 改正内容

乳児を4人以上入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、当該保育所に勤務する准看護師についても、1人に限って、保育士とみなすことができるように改正する。

2 改正理由

「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第63号）」の施行により「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）」（以下、省令という。）が一部改正（平成27年3月31日公布・平成27年4月1日施行）されたことを考慮し、改正をしようとするもの。

（1）省令改正

「平成26年の地方からの提案等に対する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）」を踏まえ、保育所において保健師又は看護師の確保が困難である地域の実情に鑑みて行われたもの。

（2）留意事項

①医療機関との適切な連携体制の確保

- ・嘱託医、かかりつけ医等との連携体制の確保

②研修の受講勧奨等

- ・保育所長等に対して、保育業務への従事経験等に応じた研修の受講勧奨（子育て支援員研修等）

（3）本県の保育所における看護師等の配置状況（高知市を除く162施設）

平成27年4月1日

乳児が4人以上入所している施設

29施設（看護師等配置19施設、みなし保育士適用4施設）

※准看護師配置の施設はない。

（4）条例の一部改正の効果

体調が大きく変化することもある乳児に対して、迅速かつ適切に対応できる保健・医療の専門職員を保育現場へ配置し、より安全な保育環境を整えたいと希望していた保育所の設置者にとって、保健師や看護師も不足している状況の中で、職員要件が拡大されることは、有効と考えられる。

3 施行日

公布の日から施行

雇児発 0331 第 17 号

平成 27 年 3 月 31 日

都道府県知事  
各 指定都市長 殿  
中 核 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
( 公 印 省 略 )

保育所等における准看護師の配置に係る特例について (通知)

保育所における保健師又は看護師の配置については、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令 (平成 10 年厚生省令第 51 号) 附則第 2 項の規定により、乳児 4 人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限って、保育士とみなすことができることとされているが、「平成 26 年の地方からの提案等に対する対応方針」(平成 27 年 1 月 30 日閣議決定) を踏まえ、本日、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (平成 27 年厚生労働省令第 63 号) が別添のとおり公布され、平成 27 年 4 月 1 日以後、当該保育所に係る保育士の数の算定について、保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができる等とされたところである。

については、下記の事項に留意の上、貴管内の関係者に対し、これを周知し、その運用に遺漏なきよう御配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 改正の概要

乳児 4 人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、当該保育所に勤務する准看護師についても、1 人に限って、保育士とみなすことができること等としたこと。

2 留意事項

(1) 医療機関との適切な連携体制の確保

今般の改正は、保育所において保健師又は看護師の確保が困難であるとの地域の実情

に鑑みて行われたものである。これにより保育士とみなされることとなる准看護師については、保育所等において、准看護師としての知識を生かしながら、保育業務に従事することが想定される。

一方、嘱託医、かかりつけ医等の医療機関との連携体制の確保はこれまでと同様に必要であることから、適切にこれを確保するようにすること。

## (2) 研修の受講勧奨等

### ア 准看護師への研修の受講勧奨

保育業務に従事したことのない准看護師が保育所等において不安を抱えることなく適切に当該業務に従事できるようにするためには、当該業務に関する知識を付与する等の配慮をすることが求められる。

このため、准看護師を配置しようとする保育所等の長は、当該准看護師の保育業務への従事経験等に応じ、当該准看護師に対し、必要な研修の受講を勧奨することが望ましい。

なお、受講勧奨が考えられる研修としては、子育て支援員研修のうち「乳幼児の発達と心理」「地域保育の環境整備」「安全の確保とリスクマネジメント」「乳幼児の生活と遊び」「小児保健」といった科目のほか、乳幼児期の食物アレルギーの基礎知識等についての研修があること。また、保育に関する業務に十分な経験を有する看護師等が講師となる研修を受講する機会がある場合には、積極的に受講を勧奨するようにすること。

### イ 都道府県又は市町村が行う研修の受講に関する便宜

都道府県又は市町村におかれては、アの勧奨を受けた准看護師が適切に研修を受講できるよう、都道府県又は市町村が実施する保育士又は子育て支援員になろうとする者を対象とする研修（他の者に委託して実施する研修を含む。）について、当該研修の企画立案、当該研修の実施回数の確保、当該研修の保育所等への情報提供、一部科目のみの受講に係る柔軟な取扱い等の必要な便宜を図っていただきたいこと。

### ウ 保健師又は看護師への研修の受講勧奨

保育所等に配置することとなる保健師又は看護師に対しても、当該保健師又は看護師の保育業務への従事経験等に応じ、必要に応じ、アと同様、研修の受講勧奨をすることが望ましいこと。

○厚生労働省令第六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

- 一 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号 附則第二項
- 二 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十九条第三項、第三十一条第三項、第四十四条第三項及び第四十七条第三項

附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。